（参考）

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例１】

○　「報酬総額１１万円」で契約を行った。

○　取引完了後、<u>インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した</u>ため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、<u>消費税相当額の１万円の一部又は全部を支払わない</u>ことにした。

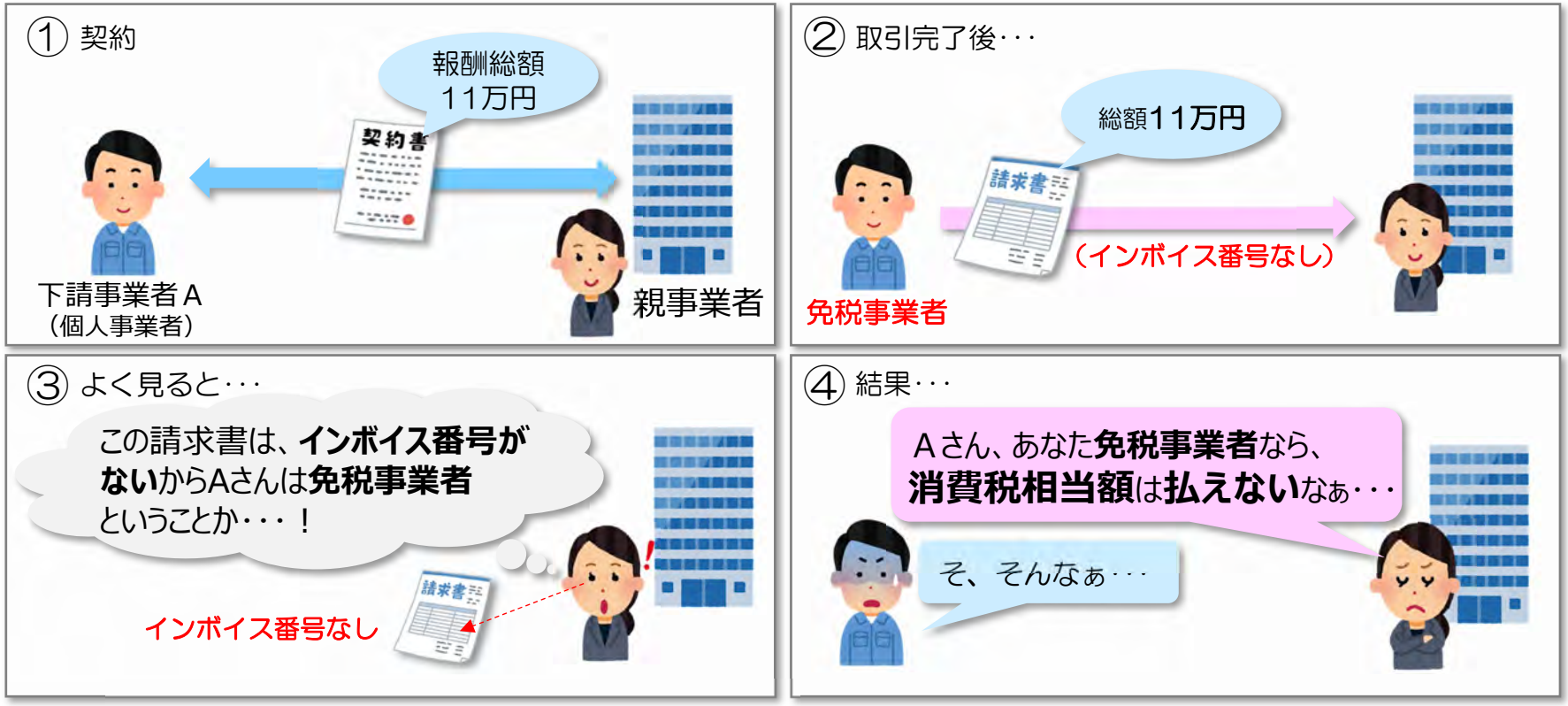

➢それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由に**して、**消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第４条第１項第３号で禁止されている**「下請代金の減額」**として問題になります。

【事例２】

○　継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。

○　その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に<u>課税転換を求めた</u>。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の<u>価格交渉に応じず</u>、<u>一方的に単価を据え置く</u>こととした。

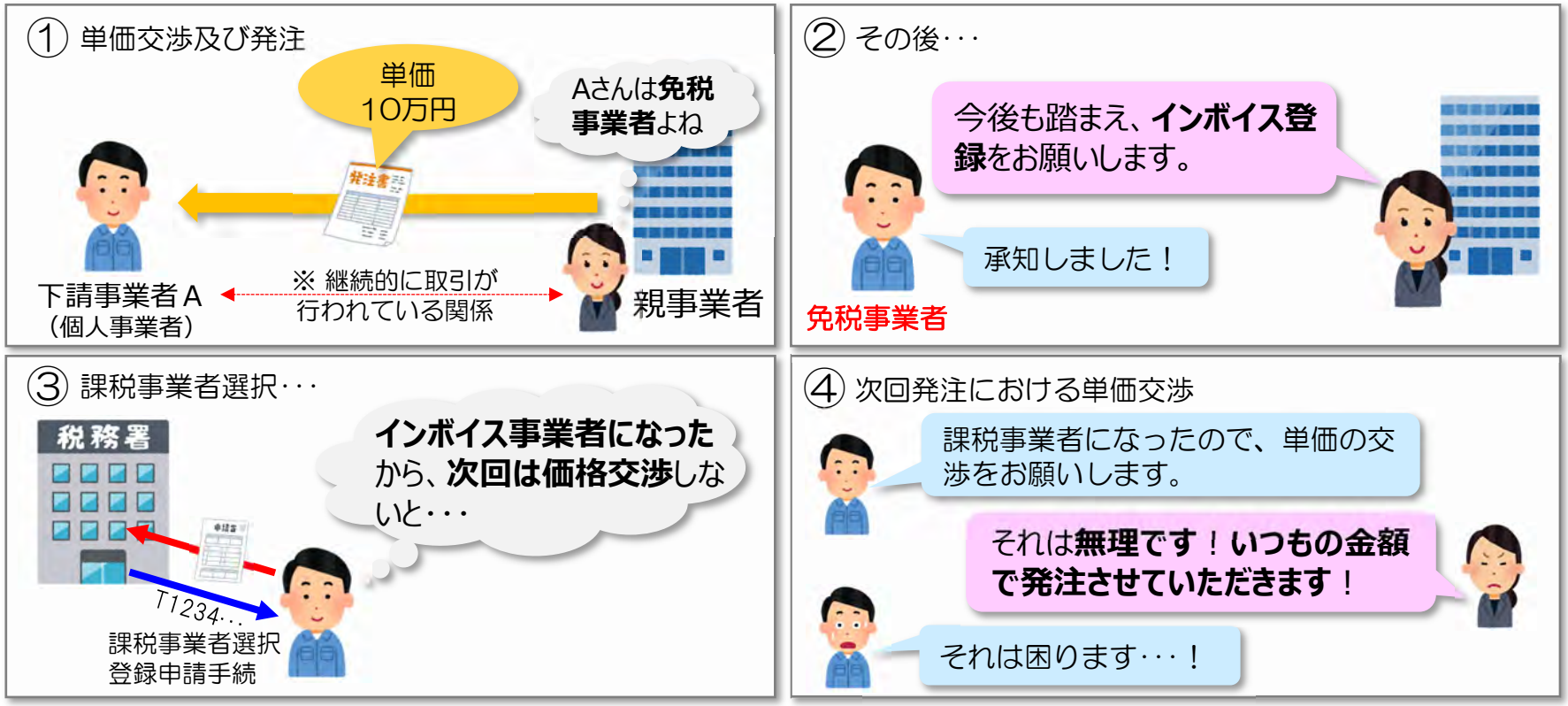

➢それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が**課税事業者になった**にもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの**交渉に応じず**、**一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第４条第１項第５号で禁止されている**「買いたたき」**として問題になるおそれがあります。

【事例３】

○　課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、<u>課税転換を求めた</u>。

○　その際、「インボイス事業者にならなければ、<u>消費税分はお支払いできません。</u>承諾いただけなければ<u>今後のお取引は考えさせていただきます。</u>」という文言を用いて要請を行った。また、<u>要請に当たっての価格交渉にも応じなかった</u>。

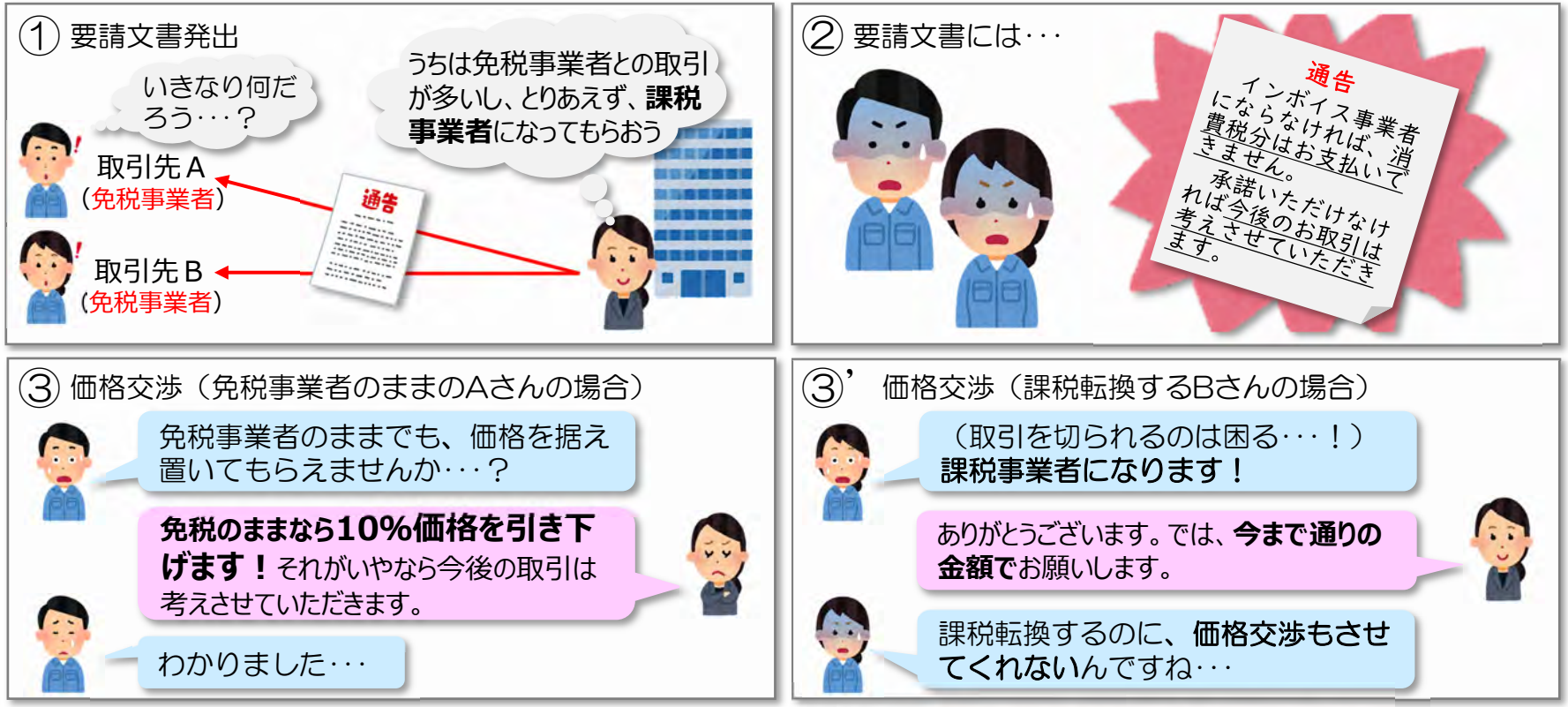

➢それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告する**ことは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、**価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。